

J-R E I T(不動産投資信託)D A T A サイト規約

本規約は、J-R E I T(不動産投資信託)D A T Aサイト（以下、本有料サイト）を主催する有限会社エスワイシー及び運営代行を行うアイビー総研株式会社（以下、2社を総称して運営者という）が提供する会員制オンライン情報サービス（以下、会員サービス）の利用に係わる全ての事項に適用されます。

第1条（サービス内容と契約期間）

1. 運営者は本規約にもとづき、会員に対し本有料サイトへのアクセスを許可します。
2. 会員の契約期間は原則として半年間とします。ただし運営者によりその期間が短縮された場合はその限りではありません。
3. 会員サービスの内容は、運営者がその時点で提供可能なものとし、運営者はやむを得ない事情により会員サービスの内容を調整することができます。運営者は提供する情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性などいかなる保証も行いません。
4. 運営者は会員サービスとして提供する情報について、著作権その他一切の権利を有します。

第2条（会 員）

運営者の指定する手続にもとづき、本規約を承諾のうえ、運営者に会員サービスの利用を申し込み、運営者が入会の承認をした個人または法人を会員とします。

第3条（IDおよびパスワード）

1. 運営者は会員に対し、本有料サイトを利用するための会員番号（以下、I D）およびパスワードを付与します。
2. 会員はI Dおよびパスワードを貸与、売買することはできません。
3. 会員は、本規約にもとづき付与されたI Dおよびパスワードの管理、使用についての責任を持つものとし、当該I Dおよびパスワードの利用や管理によって発生する問題は、すべて自己の責任により解決するものとし、

第4条（会員費の支払い）

会員サービスの会員費の支払いは、別途運営者の定める内容に従い、一括して支払うものとします。会員は会員費に係わる消費税およびその他、賦課される税を負担するものとし、なお、会員費の振込手数料は、会員が別途負担するものとし、

第5条（会員の承認）

運営者は利用申込を行った方が、以下の項目に該当する場合は入会の承認をしない場合があります。

- （1）過去に会員規約違反などにより、運営者の会員資格の取消が行われていることが判明した場合
- （2）利用申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあったことが判明した場合
- （3）その他、運営者が会員とすることを不相当と判断する場合
- （4）運営者サイトの運営を妨害した場合
- （5）会員費の支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合
- （6）本規約のいずれかに違反した場合
- （7）その他、運営者が会員として不相当と判断した場合

第6条（会員資格の取消）

会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、運営者は当該会員の会員資格を一時停止または取り消すことができます。この場合、運営者は既にお支払いいただいた会員費の払い戻しは行いません。

- （1）前条に該当することが判明した場合
- （2）入力されている情報の改ざんを行った場合
- （3）IDまたはパスワードを不正に使用した場合

第7条（変更の届け出）

会員は、住所・電話・その他運営者に届けている内容に変更が生じた場合には、速やかに運営者に届け出るものとします。

第8条（会員サービスの一時的な中断）

次の各号の一つにでも該当する場合、やむを得ない措置として一時的にサービスを中断する場合があります。この場合、運営者は既にお支払いいただいた会費の払い戻しは行いません。

- （1）運営者サイトのシステムの保守を定期的、または緊急に行う場合
- （2）火災、停電などの人災、地震、洪水などの天災、暴動、騒乱などの非常事態により会員サービスの提供ができなくなった場合
- （3）その他、運用上、技術上、営業上の理由で会員サービスの一時的な中断を必要と判断した場合

第9条（会員サービスの停止）

1. 運営者は最低1カ月の予告期間をもって会員サービスを停止することができます。この発表は運営者が選択する適切な手段を通じ行うものとします。
2. サービス停止の場合、未経過契約期間に対し支払い済の会員費の一部を運営者の定める計算に基づき精算するものとします。なお、会員費未払いの場合には経過契約期間に対し、同様の計算に基づいて精算するものとします。

第10条（内容変更・中断・停止の補償）

運営者は会員サービスの内容変更・中断・停止により発生した会員の損害すべてに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償を行いません。

第11条（損害賠償）

会員が会員サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、運営者に損害を与えることのないものとします。会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって運営者に損害を与えた場合、運営者は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第12条（退会と中途解約および継続）

1. 契約満了日前に退会する場合でも、運営者は既にお支払いいただいた会員費の払い戻しは行いません。
2. 会員登録を継続するためにお支払いいただいた会員費は、契約満了日前以前の場合においても契約満了日の翌日を起算日とするものとします。

第13条（補足）

本規約の準拠法は日本法とします。会員と運営者との間で訴訟の必要が生じた場合は東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

平成15年11月01日 第一版制定

平成19年02月05日 第二版改定